

No.	ご意見の概要	国土交通省の考え方
<b>建設機械の保有の状況関係</b>		
1-1	営業用の大型ダンプ車も評価対象にすべきではないか。	今回の建設機械の機種見直しについては、品確法第13条の趣旨を踏まえ、災害時の復旧対応に使用されるものを対象としています。 ご指摘のとおり、営業用の大型ダンプ車を建設業に使用するケースも考えられますが、災害時に即時に出動できるという観点から、営業用として遠方へ長区間を運送する可能性がある営業用大型ダンプ車は評価対象とせず、建設業の用に供する大型ダンプのみを対象といたします。
1-2	評価される機械台数の上限を引き上げてはどうか。	他の評価項目との配点バランス等を勘案した結果、機械台数の上限は現行維持といたします。
<b>若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況関係</b>		
2-1	業者の規模などに応じて、加点方法を変えたほうが良いのではないか。	経営事項審査は、全ての公共工事を発注者から直接請け負おうとする全ての建設業者における共通の評価です。一方で、当該趣旨に鑑み、業者規模による得点の差異が大きくならないよう、配点については配慮いたします。
2-2	改正案では「審査基準日」で若年技術職員の割合を判断することとなっているが、これでは、自社での育成をせずに、審査基準日直前において「既に若年技術職員」の要件を満たしている者の獲得合戦になるに過ぎないのではないか。	若年技術者等の育成・確保の状況の評価については、ご指摘のような状況が生じないよう適切な配点にするよう配慮いたします。
2-3	若年技術者だけでなく、35歳以降の技術職員の定着性も考慮した評価項目の方が望ましい。	技術職員については、現行、年齢を問わず技術力の項目においてその数について評価しているところです。今般の改正では若年技術職員の育成・確保の状況については付加的な要素として二重評価することとしているものです。
<b>その他</b>		
3-1	若年を含めた中長期的な担い手確保のためには、社会保険の加入状況や労働関係法規の遵守状況、更に社会保険労務士会が実施している労働監査など労働条件の確保について、評価対象項目とする必要があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険加入状況など労働福祉の状況</li> <li>・法令遵守の状況</li> </ul> については、既に「その他の審査項目(社会性等)」において評価対象項目となっております。 その他、労働条件の確認審査などについては、今後の参考とさせていただきます。
3-2	品確法第13条の「災害時における工事の実施体制の確保の状況」に関する事項を適切に審査し、又は評価する趣旨に鑑み、一定の要件を満たす事業継続計画(BCP)を策定している場合に加点することとするべきではないか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
3-3	建設生産システムの省力化・効率化・高度化に資する措置の観点から、「その他の審査項目(社会性等)」においてCI-NET(オンライン取引に対応した標準的業務運用規約)による電子商取引を実施している企業に対し加点となるよう、審査項目の追加を要望する。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
3-4	今回の改正後も引き続き、建設業界への女性活用や、若年技術者等の働きやすい職場環境づくりへの取り組みなども評価できるように検討を続けていただきたい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。